平成２９年（フ）第３５２９号
大阪市東成区東小橋３丁目18番３号　ボングービル　803号
債務者　寺嶋　直美（旧姓安楽・新堀）
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６８４号
大阪府東大阪市大蓮東２丁目14番32号
債務者　大﨑　龍雄
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７１０号
大阪市城東区野江２丁目20番22号　メゾンドリュウ　501
債務者　浪速商事こと　前田　秀之
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０号
北海道砂川市西７条南11丁目１番８号
債務者　八木　千秋
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
北海道室蘭市みゆき町１丁目８番10号
債務者　赤城　公子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第９０号
北海道室蘭市みゆき町２丁目４番33号
債務者　平田　麻伊（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
北海道登別市富士町２丁目５番地１
債務者　竹山奈津味
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第９９号
北海道河東郡音更町大通９丁目１番地３　東新緑団地１号棟９号室
債務者　阿部　優子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
北海道河東郡音更町南鈴蘭北４丁目７番地
門沢方
債務者　喜多　浩二
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
北海道帯広市西15条南36丁目１番13号　稲田１－148号
債務者　今木　克哲
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２２２号
盛岡市安倍館町10番５号　オリンピアードＣ－102号
債務者　佐藤　美雪
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２４７号
岩手県花巻市太田第46地割67番地
債務者　藤原ゆかり
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２２号
山形県鶴岡市東新斎町８番10号
債務者　安達　　勉
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第６１号
福島県大沼郡会津美里町字黒川23番地１　栗城ハイツ204号、前住所福島県河沼郡河東町大字南高野字高塚16番地
債務者　丸山ひろみ
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
新潟県阿賀野市中島町４番10号
債務者　杉本　俊一
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第５６号
新潟県新発田市山崎56番地２
債務者　鈴木　一紀
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第４０号
和歌山県田辺市下万呂941番地　巴ハイツ206
債務者　濱本由香里
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
和歌山地方裁判所田辺支部